

深川市公共施設の管理運営における新型コロナウイルス感染拡大予防の基本方針

令和2年4月1日施行 令和2年5月25日改正

深川市新型コロナウイルス感染症対策本部

深川市が管理運営を行っている公共施設において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、国や北海道において示されている基本的対処方針をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における提言に基づき、当面の間、次のとおり管理運営を行うこととします。

1. 感染防止のための基本的な考え方

深川市が保有する公共施設において、利用者及び管理を行う従事者に対し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために最大限の対策を講ずることとし、特に感染のリスクが高いと考えられる次の「3つの条件」を極力防止するなど感染回避に向け取り組みます。

【重なると集団発生リスクが高くなる「3つの条件」】

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集空間（多くの人々が密集している）
- ③密接空間（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声をする）

2. 公共施設の利用者への依頼事項

- ①公共施設を利用するにあたり、体調の確認をするとともに、風邪（咳、微熱）等の症状がある場合は利用を控えていただくこと。
- ②会場に入る前後において、手洗い等（施設の入口等に消毒用エタノールが確保できている場合は手指消毒など）を徹底していただくこと。
- ③利用中において、こまめに室内の換気をしていただくこと。
- ④会場はもとより、ロビーや洗面所等施設内設備の使用においても、人と人との間隔を空けるソーシャルディスタンスに心がけていただくこと。
- ⑤利用する時間は、できるだけ工夫しながら短縮をしていただくこと。
- ⑥咳エチケットを徹底していただくとともに、会話や発言の機会のある場合は、マスクを着用するなど飛沫感染の予防に努めていただくこと。

3. 公共施設の管理者及び指定管理者・管理運営受託者への依頼事項

- ①利用の申し込みを受け付ける際には、「3つの条件」が重なっていないかを確認の上、利用の許可を行っていただくこと。
- ②利用の申込受付時において、「3つの条件」が全て重なる場合、あるいは可能性がある場合には利用を許可しないこととし、深川市に不許可とした旨を報告していただくこと。

- ③マイク、用具等、複数の人が触れて使用する備品をはじめ、ドアノブなど手が触れる頻度が高い場所に対しては、その都度、消毒等を行っていただくこと。
- ④管理運営に従事している者に対して、検温等体調の管理に努め、清掃等管理作業にあたってはマスクの着用や手指消毒を徹底するとともに勤務状況の把握に努めていただくこと。
- ⑤公共施設の入口正面等へ、下記の啓発チラシ等を掲示もしくは配置し、利用者への注意喚起に努めていただくこと。

【参考チラシ】「3つの密を避けましょう」、「3つの密を避けるための手引き」

『「密閉」「密集」「密接」しない』、「手洗い」、「感染症対策」

「北海道ソーシャルディスタンス」

「北海道作成啓発素材（ピクトグラム）」

⑥施設内で利用者に感染が疑われる場合

- ・本人に了解を得て、速やかに別室へ隔離を行うこと。
- ・対応する職員等は、必ずマスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じること。
- ・感染が疑われる方が使用した部屋の換気を行うこと。
- ・保健所へ連絡し、医療機関への搬送、消毒や濃厚接触者調査等の指示を受けること。
- ・後日、調査等が必要となる場合に備えて、感染が疑われる方と接触した職員等及び参加者等の氏名及び連絡先を把握しておくこと。
- ・市役所の管理部署へ連絡をすること。

⑦施設内で感染者が確認された場合

- ・感染者が確認された旨を速やかに市役所の管理部署へ連絡し、感染者の特定に至る経緯等を報告するとともに、休館や管理の指示を受けること。
- ・施設内の消毒について、場所及び期間など保健所の指示を受けること。
- ・休館の掲示を行うとともに、施設内の消毒作業を行うこと。
- ・濃厚接触の疑いがある職員等の把握に努め、保健所の調査等に協力をすること。